

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年4月15日同意した。

平成22年4月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引田地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村上地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷上地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原間地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松原地区